

平成 29 年度第 1 回青森市指定管理者選定評価委員会（会議概要）

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 17 日（水） 10：00 ～
- 2 開催場所 青森市役所本庁舎 2 階庁議室
- 3 対象施設 青森市東部市民センター 青森市大野市民センター  
青森市横内市民センター 青森市戸山市民センター  
北部地区農村環境改善センター 青森市荒川市民センター  
青森市油川市民センター
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員 委員長 横内 修 (市民政策部理事次長事務取扱)  
副委員長 加藤 文男 (総務部理事次長事務取扱)  
委員 岸田 耕司 (財務部次長)  
委員 永澤 治 (農林水産部次長)  
委員 長谷川 敬 (浪岡事務所次長総務課長事務取扱)  
委員 岩船 彰 (青森中央学院大学教授)  
委員 西村 春夫 (東北税理士会青森支部税理士)
  - (2) 施設所管課 教育委員会事務局 中央市民センター 館長 杉山 潔  
主幹 高村 謙一  
主幹 千葉 皆工  
主事 木村 賢
  - (3) 制度所管課 市民政策部 政策推進課 課長 船橋 正明  
主幹 高野 新  
主事 畑井 裕樹
- 5 案 件 平成 30 年度指定管理者制度導入の適否について

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。

- (1) 指定管理者導入の適否：適
- (2) 指定期間：5年
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：非公募

7 主な質疑内容

委員：講座の年間規定回数を見直しを課題としているが、見直しの考え方を教えてほしい。

所管課：現在は講座の年間規定回数の下限を設定しており、少ないところで年25回、多いところで年93回となっている。これは前回の募集段階での各館の実績を踏まえたものであったと考えられるが、公民館の活性化を考えたときに規定回数の少ない館についてこのままで良いのか検討したところ見直しが必要であるとの結論に至り、市が必要と考える水準を満たすため、今回の募集にあたり講座の年間規定回数の下限を見直すこととしたものである。

委員：各館毎に利用者数は異なっているが、講座の年間規定回数の下限は一律ではないのか。

所管課：人口密度をはじめ様々な理由により地域毎に状況は異なっているため一律にはなっていないが、今後、少しでも多くの方に来館いただき、講座にも参加していただけるよう講座の年間規定回数の下限を見直すこととした。

委員：その他、市に対しての要望はあるか。

所管課：人件費が安いことが声として多い。ソフト事業を充実するには人件費の見直しが必要だと考え、関係機関と協議していく。

委員：指定管理者制度を導入する前の状況はどうか。

所管課：市の職員が講座に係る事業を実施していた。

委員：各館毎の利用者数の差は各市民センターの意欲の問題なのか。

所管課：地域性や場所柄もあり、利用者数が少ないから意欲がないということではな

い。確かに講座の実施回数と利用者数は結びつく部分もあるので、限られた時間の中で管理運営協議会も単純に講座実施回数を増やすだけでなく講座の内容も随時見直しながら企画・実施している。また、講座の企画等にあたっては、市の生涯学習推進員が各館を巡回し指導及びサポートを行っている。

委員：荒川市民センターの指定管理料が他のセンターと比べ突出して高いのはなぜか。

所管課：規模が他のセンターに比べ大きいため、施設管理にかかる経費も高いためである。

委員：油川市民センターについて地域の団体は賛同しているのか。

所管課：連合町会組織は、参画しないものの指定管理者制度の再導入には理解を示している。地域の中では共通認識が図られている。

委員：油川市民センターについて、ソフト事業の内容が変わっていないのに事業費が減っているのはなぜか。

所管課：市直営で実施している現状の講座実施回数が、他の指定管理者制度を導入しているセンターと比べて多すぎるため、今回改めて指定管理者制度を導入するにあたって他のセンターと同様に講座の年間規定回数の下限を見直したためである。

委員：油川市民センターについて、講座回数を100回から50回にしてもかまわないのか。

所管課：指定管理者制度導入にあたって、他の指定管理制度導入施設と横並びで整理した結果であるが、今後、年間規定回数の下限は最低限のものとし、可能な限り講座実施回数を増やしていくような算段をして行きたいと考えている。